

決定版

90分
オンライン
セミナーガイドライン改定のポイント
解説無料レポート

同封

- ✓ 最近、診療件数の伸びが悪く、頭打ちになってきている
- ✓ 新しくなった広告ガイドラインに対応できていない

獣医療広告制限

正しい解釈 & 成功事例 徹底解説!

内容 ① 獣医療広告制限見直しの背景と必要な対策

内容 ② ガイドラインに準拠しながら集患力UPの実践事例

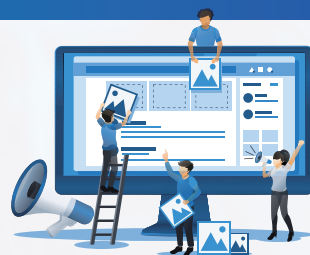
内容 ③ トrendや時流を踏まえたアクションプラン

たったの
90分で

2024年に取り組むべき
広告戦略がわかる!

このような方におすすめ!

- ✓ 広告ガイドラインの改訂内容を理解し、対応したいと考えている方
- ✓ 診療件数が伸び悩んでおり、HPを通じて集患力を向上させたいと考えている方
- ✓ 新しい広告手法や成功事例を学び、自院の広告戦略に取り入れたいと考えている方
- ✓ 頭数減少時代でも業績UPを実現しているWeb対策の成功事例を知りたい方
- ✓ 他の動物病院との差別化を図るための広告戦略を模索している方



2024年
7月17日 水

2024年
7月19日 金

2024年
7月29日 月

2024年
7月30日 火

全日程 13:30~15:00
(ログイン開始:開始時刻30分前~)

受講料

一般価格 税抜5,000円(税込5,500円)/一名様
会員価格 税抜4,000円(税込4,400円)/一名様

主催

セミナー特典

貴院のHPの改善点をご提案
病院HP診断付帯!

サステナブルグロースカンパニーをもっと
Funai Soken株式会社船井総合研究所
〒541-0041 大阪市中央区北浜4-4-10 船井総研大阪本社ビル

動物病院向け 獣医療広告ガイドライン改定対策セミナー

お問い合わせNo. S115207

お申込みは
QRコードから

90分のお時間と5,000円の投資でできる!

獣医療広告制限の正しい解釈と 2024年最新のオンライン集患事例が 一気に聞けるオンラインセミナー!



▶ 講座内容・担当講師について

第1講座

令和6年
最新版

動物病院院長必見! 獣医療広告ガイドライン改定のポイント

令和6年度に新たに改定された獣医療広告ガイドラインを徹底解説!

講座の
ポイント

- ・今回新たに定義された広告の明確な定義とは?
- ・広告ガイドラインで認められている広告方法
- ・広告ガイドラインを準拠しながら集客増を実現する方法

株式会社船井総合研究所 歯科・動物病院支援部

横山 拓実



第2講座

集客増を実現する! 動物病院Web集患戦略のポイント

広告ガイドラインに準拠しながら、集客を実現する動物病院の最新Web集患事例を徹底解説!

講座の
ポイント

- ・Web集患の基礎基本
- ・広告ガイドライン内で最大限自院をアピールする方法
- ・最新のオンライン集患事例解説

株式会社船井総合研究所 歯科・動物病院支援部 リーダー

野口 海渡



参加特典

貴院HPの現状と集客力向上のための改善点を
レポート形式でご提案させていただきます。



セミナーのお申込みはこちら!

開催日時

2024年 7月 17日 水 | 2024年 7月 19日 金 | 2024年 7月 29日 月 | 2024年 7月 30日 火

受講料

一般価格 税抜5,000円(税込5,500円)/一名様

会員価格 税抜4,000円(税込4,400円)/一名様

会員価格は、各種経営研究会・経営フォーラム、および社長onlineプレミアムプラン(旧:FUNAIメンバーズPlus)へご入会中のお客様のお申込みに適用となります。

お申込み
期日

銀行振込み……開催日6日前まで
クレジットカード……開催日4日前まで

※お支払い方法によって異なりますのでご注意ください。
※祝日や連休により変動する場合もございます。

全日程
13:30~15:00
(ログイン開始:開始時刻30分前~)

お申込みはQRコード読み込みが簡単です!



スマホ・タブレットの方は右記のQRコードを読み取りいただきWebページにある
申込みフォームよりお申込みいただけます。

URL <https://www.funaisoken.co.jp/seminar/115207>



※お申込みに関してのよくあるご質問は [船井総研FAQ](#) と [検索](#) しご確認ください。

お問い合わせNo. **S115207**

お問い合わせ

船井総研セミナー事務局

E-mail:seminar271@funaisoken.co.jp TEL:0120-964-000(平日9:30~17:30)

※お電話・メールでのセミナーお申込みは承っておりません。

獣医療広告ガイドライン解説 無料レポート

発行：株式会社船井総合研究所

はじめに ～獣医療広告制限改正の背景と目的～

獣医療技術の急速な進歩と情報発信媒体の多様化に伴い、
飼育者が適切な獣医療サービスを選択できるようにするため、
獣医療広告ガイドラインが見直されました。

従来のガイドラインでは、広告できる内容が限られており、
飼育者に必要な情報が十分に提供されていませんでした。
また、一部の広告には誇大な表現や誤解を招く内容が含まれており、
飼育者との信頼関係に悪影響を及ぼすこともありました。

そこで、令和5年10月13日に「獣医療法施行規則の一部を改正する省令」（令和5年農林水産省令第52号）が公布され、

令和6年4月1日から施行されることになりました。

この改正により、広告制限の特例が追加され、獣医療広告ガイドラインも改正されました。

この改定の目的は、**飼育者に正確で信頼できる情報を提供し、
適切な診療施設や獣医師を選択できるようにすることです。**

広告内容の透明性を確保し、誤解を招く情報や誇大広告を排除することで、飼育者が正確な情報に基づいて判断できるようになります。

さらに、新たに広告可能となった事項を正しく理解し、追加することで、

動物病院にとっても新たな集客につながることを期待されます。

本レポートでは、獣医療広告制限の見直しに

即時対応いただくための内容をご紹介します。

ぜひご自身の動物病院経営にも活かしていただければと思います。

主な改正内容のポイント

今回の改正の主なポイントは以下の3点です。

以下の内容を理解し、飼育者へ適切な情報提供を行う必要があります。

1. 獣医師の専門性や経歴の広告が可能に

今回の改定では、**獣医師の専門性や経歴の広告が可能となりました**。具体的には、**農林水産大臣が指定する（具体例はまだ明示されておられません。）認定医や専門医、外科や内科などの獣医師関係学会の認定資格が広告できるようになりました**。また、動物病院の勤務歴や卒業大学、診療施設に愛玩動物看護師が勤務していることなどの経歴も広告に含まれます。

2. 広告可能な診療行為の拡大

ノミ・ダニの予防、マイクロチップの装着などの一般的な診療行為に加え、椎間板ヘルニア手術などの高度な**診療行為も広告可能**となりました。ただし、診療行為の広告に際しては、飼育者が診療施設を選択するのに必要な情報を併記する必要があります。具体的には、**不測の事態があったときの問い合わせ先、診療行為の主なリスクや副作用、診療内容の詳細、診療費用などを明示することが求められます**。

3. 診療施設等ウェブサイトの広告対象化

これまで動物病院のホームページや診療施設のウェブサイトは広告の対象外とされていましたが、**今回の改定により、獣医療広告の要件を満たす場合には広告として扱われることになりました**。これにより、ウェブサイトも広告と同様の情報発信が求められることになります。

次に、そもそもの広告の定義について解説します。

獣医療広告の定義とは

獣医療法では、広告が以下の**3要件をすべて満たす**場合に「広告」と定義されている。

誘因性

誘因性とは、広告の内容が飼育者を誘引する意図を持っていることを指します。

例) 「最新機器導入」「期間限定健康診断プラン実施中！」

特定性

特定性とは、広告に記載されている情報が、特定の獣医師や診療施設の名称を明示していることを指します。

例) 「〇〇動物病院」「△△獣医科」

認知性

認知性とは、一般の人々がその情報を認知できる状態にあることを指します。広告が広く公開され、誰もがアクセスできる場合に認知性が認められます。

例) 「新聞や雑誌の広告」「インターネットの広告」「看板」

獣医療広告における広告の範囲

獣医療広告ガイドラインにおいて、広告に該当するものにはいくつかの具体的な例があります。広告に該当するかどうかは、**上記の3要件（誘因性・特定性・認知性）を満たすかどうかで判断されます。**そのため、同じ媒体であっても、例えばダイレクトメール（DM）やホームページ（HP）などが、広告に該当する場合としない場合があります。広告に該当する場合は、ガイドラインに従った表記が必要です。

広告に該当する

TVCM
ラジオCM
新聞広告
インターネット広告
看板
ポスター
チラシ
不特定多数へのDM
HP（誘因性・特定性・認知性を含む場合）



広告に該当しない

学術論文
新聞・雑誌の記事
体験談・手記等
診療施設内掲示（POPなど）
診療施設内で配布するパンフレット
飼育者からの希望に応じたDMや電子メール
HP（一般的な案内や情報提供のみを目的とした場合）
行政機関の広報やポスター



広告に関する基本的な考え方

技能、療法に関する制限

獣医療について十分な専門的知識を有さない飼育動物の飼育者等が惑わされ、不測の被害を被ること等を防止する観点から獣医療法第17条第1項の規定に基づき、**獣医師又は診療施設の業務に関して**は、その**技能、療法及び経歴に関する事項を広告してはならない**こととされています。

(技能、療法に該当するもの一例)

- 疾病の診断（診断書の交付）、治療
- 指示書・処方せんの交付
- 採血、注射、放射線照射、麻酔、手術、縫合・抜糸、帝王切開、投薬
- 犬パルボウイルス感染症の遺伝子検査

(技能、療法に該当しないもの一例)

- 動物の保定 ○健康相談、保健指導
- 体温測定、脈拍測定、呼吸数測定、血圧測定
- 血液や尿等の検体の検査
- トリミング、シャンプー

改定により広告可能となった範囲

専門科名及び学位又は称号並びに獣医療法第17条第2項の規定により、**省令で定めるものは広告制限の例外（広告が可能な事項）**としています。

1. 専門科名
2. 学位、称号
3. 獣医師免許を受けていること及び診療施設を開設していること
4. **獣医師の専門性に関する認定を受けたこと（NEW）**
5. **高度獣医療を含む診療内容に関すること（NEW）**
6. **医療機器を所有していること**
7. 牛の体内受精卵移植用に供する受精卵の採取
8. 犬又は猫の避妊去勢手術を行うこと
9. **予防注射を行うこと**
10. **寄生虫病の予防措置を行うこと**
11. **飼育動物の健康診断を行うこと**
12. **マイクロチップの装着を行うこと**
13. **獣医師の役職及び略歴**
14. 家畜防疫員であること
15. 県家畜畜産物衛生指導協会等が行う自衛防疫事業の指定獣医師であること
16. 獣医療に関する一般社団法人又は一般財団法人の会員であること
17. 農林水産大臣の指定する診療施設であること
18. **愛玩動物看護師が勤務していること**
19. 農業共済組合等の嘱託獣医師又は指定獣医師であること

獣医療法第17条第1項

獣医療法第17条第2項
獣医療法施行規則第24条
第1項

**赤字の広告にあたっては
特に注意が必要です。**

各項目についての解説

4. 獣医師の専門性に関する認定を受けたこと (NEW)

- ➡農林水産大臣の指定するものが認定した専門性に限る
- ➡非常勤の獣医師について常時勤務する者との誤解を与えないように非常勤である旨や勤務する日時を示す必要がある
(広告可能な例)
 - ・獣医師〇〇〇〇 (●●認定〇〇〇〇専門獣医)
- (広告不可の例)
 - ・獣医師〇〇〇〇 (〇〇〇〇専門獣医)

5. 高度獣医療を含む診療内容に関すること (NEW)

- ➡「問合せ先」、「通常必要とされる診療の内容」、「診療に係る主なリスク、副作用等の事項」及び「費用」を全て併記して、飼育者等が必要な獣医療サービスを正しく理解し、適切に選択するために必要な情報を提供しなければならない
- ➡その他避妊去勢や予防、健康診断、マイクロチップの装着など含む、様々な診療行為の広告が可能になったが上記の条件を満たさなければならない (NEW)
- ➡承認前の医薬品等の広告が禁じられている
(そもそも医薬品等が特定可能となる品名については、広告してはならない)

■ 犬の避妊手術について ■

☺ 当院では、ご希望の方に犬の避妊手術を実施しております。

手術内容 メスの卵巣もしくは卵巣と子宮を取り除き、生殖能力をなくします。

メリット：望まない妊娠を避け、発情期ストレスを軽減できます。
※麻酔リスク、術中、術後の感染症リスクがございます。
術後に何かあれば、下記連絡先まで連絡の上、ご来院ください

診療の流れ 治療期間：7～10日（抜糸含む）
治療回数：2回（抜糸含む）

事前検査
血液検査
.....

手術
.....

入院
.....

抜糸
.....

診療にかかる費用

総額 〇〇～〇〇円
目安 〇〇円

事前検査代金：〇〇～〇〇円
手術代金（麻酔含む）：〇〇円
入院代金：〇〇円
抜糸代金：〇〇円

▲▲ 動物病院
(内科、外科)

電話：0120-〇〇〇-〇〇〇
(提携病院連絡先：〇〇-〇〇)
住所：東京都〇〇区〇〇〇〇
www.〇〇〇〇〇〇.〇〇.jp
火曜定休、分割払い可能
診療時間：9:00～18:00

主なリスク、副作用

診療の内容
診療期間及び回数
通常必要とされる治療

費用
標準的な費用など
別途発生する費用や内訳

診療施設の
問い合わせ先

【出展】農林水産省 獣医療広告制限の見直しについて より引用

6. 医療機器を所有していること

- ➡医療機器の販売名や型式等が特定されない一般的な名称で広告しなければならない
例) MRI〇台導入など
- ➡診療内容を併記する場合には、診療行為の広告同様、「問合せ先」、「通常必要とされる診療の内容」、「診療に係る主なリスク、副作用等の事項」及び「費用」を全て併記する必要がある (NEW)

9. 予防注射を行うこと

10. 寄生虫病の予防措置を行うこと

12. マイクロチップの装着を行うこと

➡ワクチンや予防薬、マイクロチップ等が特定可能となる品名等を広告することはできない
NG例) ○○(品名)によるノミ、ダニ予防措置の対応が可能です

11. 飼育動物の健康診断を行うこと

➡「身体検査」、「血液一般検査」、「尿検査」、「糞便検査」「エックス線撮影」、「超音波診断検査」等の具体的な健康診断の検査項目について併せて情報提供することが望ましい

13. 獣医師の役職及び略歴

➡研修履歴については、研修の実施主体やその内容が様々であり、獣医療に関する適切な選択に資するものとそうではないものの線引きが困難であることから、広告できない

(広告可能の例)

- ・○○大学○○研究室 卒業
- ・○○動物病院 院長
- ・○○動物病院 ○年勤務

(広告不可の例)

- ・○○研究会○○研修コース受講
- ・○○団体推薦獣医師
- ・テレビ出演獣医師

18. 愛玩動物看護師が勤務していること

➡診療の補助として特定の診療行為を行っている旨を広告することはできない

(広告可能の例)

- ・当病院では、愛玩動物看護師が○名います。
- ・当病院では、愛玩動物看護師とともにチーム獣医療に取り組んでいます。

(広告不可の例)

- ・当病院では、愛玩動物看護師が採血を実施しています。

補足：その他技能、療法又は経歴に関わらないこと（広告可能なこと）

- ・診療施設の開設予定日
- ・診療施設の名称、住所及び電話番号
- ・勤務する獣医師の氏名・診療日、診療時間及び予約診療が可能である旨
- ・休日又は夜間の診療若しくは往診の実施
- ・診療費用の支払い方法（クレジットカードの使用の可否等）
- ・入院施設の有無、病床数その他施設に関すること
- ・診療施設の人員配置・駐車場の有無、駐車台数及び駐車料金
- ・動物医療保険取扱代理店又は動物医療保険取扱病院である旨
- ・ペットホテルを付属していること、トリミングを行っていること、しつけ教室を開催していること等



禁止となる広告

省令で低価格診療等による誘因や不適切な診療による飼育動物の被害を防ぐため、**比較・誇大広告や費用広告の禁止**を規定しています。

① 比較広告

提供する獣医療の内容について、特定又は不特定の診療施設等と自らの診療施設を比較の対象として自らが他よりも優良である旨を広告してはならない。（省令 24 条 2 項 1 号）

例) ○○病院よりも～～な治療を行います！
○○（タレントや著名人）が通う動物病院です！ etc . . .

② 誇大広告

事実を不当に誇張して表現していたり、飼育者等を誤認させる広告を行うことはできない。（省令 24 条 2 項 2 号）

例) 効果抜群の○○を提供します！
○○エリア最大級の動物病院です！ etc . . .

③ 費用に関する広告

低価格競争による獣医療の質の低下を招く恐れがあるため、提供する獣医療に関する費用の広告は認められない。（省令 24 条 2 項 3 号）

例) 業界最安値の○○治療を行います！
○○治療を～～円から提供します！ etc . . .

おわりに

獣医療広告ガイドラインは、獣医療について十分な専門知識をもたない飼育者等が惑わされ、不測の被害を受けること等を防止する目的で策定されたものです。

この度の制限の見直しは**より制限を厳しくするものでなく、むしろ緩和された内容**になります。

しかしながらガイドラインを破ってしまうと

・ **50万円以下の罰金**

・ **業務停止**

・ **獣医師法に基づく獣医師免許の取り消し**

などがありますので、速やかに広告・HPの見直しを行い、効果的な情報発信をしていきましょう！

1人で考えるのはやめませんか？

獣医療広告制限の改定への対応は**必ずすべての動物病院が対応しなければなりません。**

今回の改定で**明確にホームページ（HP）が広告制限の対象**となりましたが、現状として**ほとんどの動物病院が対応できていない状況があります。**

しかし、罰則規定なども盛り込まれており、「**知らなかった**」では認められません。
今回のセミナーでは、ガイドラインの解説だけでなく、実際に広告戦略を適切に展開することで集客を実現した成功事例を詳しく解説します。

広告制限への対応はまだ間に合います。

今回で規制の内容を正しく理解し、

さらに集客に寄与する広告戦略を見直しましょう。

●このような悩みをお持ちの方におススメです



- ・新しい獣医療広告ガイドラインにどのように対応すべきか悩んでいる
- ・広告の内容をどう変更すれば良いのか具体的な指針が欲しい
- ・専門的なアドバイスを受けながら、適切な広告戦略を立てたい
- ・広告の透明性を高め、誤解を招く情報や誇大広告を避ける方法を知りたい
- ・飼い主との信頼関係を強化し、診療施設の評判を向上させたい
- ・自院のHPの問題を改善し、法令に基づいた正しい広告表記を行いたい
- ・最新の広告トレンドや成功事例を学びたい
- ・広告の専門家と直接相談し、自院に最適な広告戦略を見つけたい

最後までお読みいただきありがとうございました。獣医療広告の改定は、大きなチャンスでもあります。頭数減少時代の今、広告の活用方法を正しく理解し、自院の訴求を行いましょう。

今回のセミナーは、**お申込み先着順で貴院のHP診断**を付帯いたします。

（弊社都合で**先着20病院**までとさせていただきます）

迷ったらこのDMを閉じる前にまずはお申し込みください。